

(目的)

第1条 この要綱は、中津川市出身のUターン者や移住によるI・Jターン者による移住定住推進のため、住宅取得や増改築などの費用を助成することにより、地域コミュニティの維持や空き家の有効的な利活用などによる活力あるまちづくりを図ることを目的とする。

2 中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 請負又は売買の契約により、住宅を建築し、新築住宅を購入し、中古住宅を購入し、又は既存住宅を増改築すること。
- (2) 転入 他の市区町村から中津川市へ移り住み、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行なうこと。
- (3) 定住 中津川市の住民基本台帳に登録され、中津川市に永く住むために生活の本拠を有すること。
- (4) 市税等 中津川市において課税される市民税、固定資産税若しくは軽自動車税又は中津川市に転入する前の居住地において課税されていた住民税、固定資産税若しくは軽自動車税をいう。

(補助金の対象となる住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 転入者又は転入者の三親等以内の親族（以下「転入者等」という。）により、平成28年4月1日以後に取得にかかる契約又は引渡しが行われ、引き続き所有されているもの。
- (2) 取得の金額が80万円を超えているもの。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないもの。

2 増改築にかかる住宅については、前項の規定によるほか、当該住宅を含む固定資産税に未納が

ないものとする。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、いずれにも該当する者とする。

- (1) 平成28年4月1日以後に、他の市区町村から中津川市に転入した者で転入前1年の間に中津川市に住所を有していないもの
- (2) 対象住宅を取得した年度の4月1日における年齢が、満50歳以下の者
- (3) 中津川市に5年以上定住する意思を持っている者
- (4) 対象住宅に居住する世帯員全員が市税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、補助金の額は30万円とする。

- 2 建築、新築住宅の購入又は増改築工事について、中津川市内の個人事業者又は中津川市内に本店を有する法人との契約によるものは、前項に規定する額に10万円を加算する。
- 3 中古住宅の購入については、第1項に規定する額に10万円を加算する。

(事業計画の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中津川市ふるさとお帰り支援事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、建物の引渡しを受けた日（改修工事の場合は工事が完了して完了部分の引渡しを受けた日）又は転入の届出をした日のいずれか遅い日から6か月を経過する日までに市長に提出し、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

- (1) 見積書その他対象住宅の取得に係る金額が分かるもの
- (2) 世帯全員の住民票

- 2 前項の申請は、原則として対象住宅の取得による契約の前に行わなければならない。

(認定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による事業計画の認定申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべき対象となる計画であると認定したときは、速やかに中津川市ふるさとお帰り支援事業計画認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(認定計画の変更)

第8条 申請者は、前条の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、中津川市ふるさとお帰り支援事業計画変更認定申請書（様式第3号）を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

（認定計画の中止又は廃止）

第9条 申請者は、第7条の規定による認定の通知があった日以後において、認定計画を中止しようとするときは、中津川市ふるさとお帰り支援事業中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたときは、認定を取り消すことができる。

（補助金交付の申請及び実績報告）

第11条 申請者は、事業完了後速やかに中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）世帯全員の住民票（事業計画認定申請時から変更のあった場合のみ）
- （2）工事請負契約書、売買契約書又は引渡し日の分かる書類の写し
- （3）対象住宅の平面図
- （4）完成写真
- （5）市税等完納証明書又は市税の未納がないことが分かる証明書（申請日の属する年の1月1日以後に当市に転入した者にあつては、転入前の住所地での証明書）
- （6）誓約書及び同意書（様式第6号）
- （7）建物の所有者が分かるもの（増改築の場合のみ）
- （8）対象住宅の所有者の固定資産税の完納証明書（増改築の場合で建物所有者が申請者と異なるとき。）
- （9）親族関係の分かる書類（所有者が申請者と異なるとき。）
- （10）その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付することに決定したときは、申請者に対し中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知の後、申請者から提出される中津川市ふるさとお帰り支援事業補

助金請求書（様式第8号）に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたことが分かったときは、これを取り消し、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

附 則（平成28年3月25日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の申請について適用し、同日前にされた補助金の申請については、なお従前の例による。

年 月 日

中津川市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名
連絡先 (電話)

㊞

中津川市ふるさとお帰り支援事業計画認定申請書

中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	中津川市		
予定取得価格	円		
取得区分	<input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 購入 (建築・中古) <input type="checkbox"/> 既存住宅の増改築		
建築・増改築のとき	着工 (予定) 年月日	年	月 日
	完成 (予定) 年月日	年	月 日
購入のとき	購入 (予定)	年	月 日
転入 (予定) 年月日	年	月	日

《添付書類》

- 1 見積書
- 2 世帯全員の住民票

中津川市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先(電話)

印

中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

中津川市ふるさとお帰り支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
住宅の取得費用		円
事業の成果	建築場所又は所在地	中津川市
	取得区分	建築購入(建築・中古)
	事業完了日	年月日
	延床面積	自己の居住部分㎡ 居住以外の部分㎡ 計㎡
認定通知書の番号及び日付		年 月 日付け 第 号

《添付書類》

- 1 世帯全員の住民票(事業計画認定申請時から変更のあった場合のみ)
- 2 工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- 3 対象住宅の平面図
- 4 完成写真
- 5 市税等完納証明書(申請時の属する年の1月1日以後に当市に転入した方は、転入前の住所地での完納証明)
- 6 誓約書及び同意書(様式第6号)
- 7 建物の所有者が分かるもの(増改築の場合のみ)
- 8 対象住宅を含む所有者の固定資産税の完納証明書(増改築の場合で建物所有者が申請者と異なるとき。)
- 9 親族関係の分かる書類(所有者等が申請者と異なるとき)
- 10 その他市長が必要と認める書類

中津川市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先 (電話)

印

誓約書及び同意書

私は、中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付要綱第11条の規定による補助金の交付申請をするに当たり、申請書提出の日から5年を超えて中津川市に住民票を置き（中津川市の住民基本台帳に登録されること）、中津川市を生活の本拠地とすることを誓約します。

また、中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付要綱に基づく受給資格の認定、変更、補助金の交付決定その他必要な手続のため、申請者及び世帯員全員について、市税の納付状況及び住民票の状況を市の担当者が調査確認することに同意します。このことについて、申請者以外の世帯員全員の同意も得ています。

年 月 日

中津川市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先 (電話)

印

中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金請求書

請求金額 円

ただし 年 月 日付け 第 号の による交付決定の中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金として上記の金額を請求します。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
フリガナ		
口座名義人		
種 別	1 普通 ()	2 当座 3 その他
口座番号		

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。